

国立大学法人東京農工大学大学院工学研究院運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学大学院工学研究院運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p><u>(委員会)</u></p> <p><u>第7条の2 工学研究院に次の委員会を置く。</u></p> <p><u>(1) 工学研究院総務委員会</u></p> <p><u>(2) 工学研究院執行部会</u></p> <p><u>2 前項各号の委員会について必要な事項は、別に定める。</u></p>	

附 則 (平成 26 年 4 月 1 日工規則第 3 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 7 条の 2 第 1 項第 2 号の改正規定は、平成 24 年 9 月 5 日から適用する。